

差し押さえ等に係る滞納者の保護規定	①差し押さえ禁止財産・差し押さえ制限財産 ●一般の差し押さえ禁止財産(徴75) 「衣服、寝具」「食料、燃料」「農器具」「業務用器具」など差し押さえ禁止財産を規定 ●給与の差し押さえ禁止範囲(徴76) 給与生活者の最低生活の維持に充てられるべき金額に相当する給与の差し押さえ禁止範囲を規定 ●年金等の差し押さえ禁止範囲(徴77) 年金などについて差し押さえ禁止範囲を規定(給与と同じ) ●条件付差し押さえ禁止財産(徴78) 滞納者が職業や事業の継続に必要な特定財産(機械、器具、原材料など)に代わる相当な財産を提供することなどを条件に、特定財産を差し押さえしないと定めた規定 ●差し押さえた財産の使用収益(徴61、69) 差し押さえられた「動産」「不動産」の使用や収益に関する規定
	②超過差し押さえ・無益な差し押さえの禁止 ●超過差し押さえの禁止(徴48①) ●無益な差し押さえの禁止(徴48②)
	③差し押さえに関する滞納者への配慮 ●紳士的な応接態度と滞納者の実情把握等(平成13年6月1日:国税庁徴収課長名の通知文書「滞納整理における留意事項について」) ●差し押さえの前に配達証明郵便による「事前予告」(平成13年6月1日:国税庁徴収課長名の通知文書「滞納整理における留意事項について」) ●差し押さえ財産の選択にあたっての滞納者の権利尊重(徴基通47－17(2)) ●生保契約解約返戻金の取り立てへの一定の配慮(徴基通67－6)
	④差し押さえに関する第三者の保護 ●差し押さえ財産の選択にあたって第三者の権利尊重(徴49、徴基通47－17(1))
質問検査等に関する滞納者等の保護	①質問検査権の制限規定(徴141) ●「必要と認められる範囲内」に限定 ●質問検査の対象を「滞納者・利害関係人等」に限定
	②搜索に対する制限規定(徴142) ●滞納者の財産を所持している第三者、あるいは所持していると思われる親族等を搜索する場合は財産の「引渡しをしないとき」に限定
	③搜索は「搜索できる物又は場所の範囲に十分注意」「信書は職員自ら開封できない」「衣類の中に金銭等がはいっていると認められても、相手の身体に触れることはできない」「物や場所の状況に応じてプライバシーの保護にも十分配慮する」(平成13年6月1日:国税庁徴収課長名の通知文書「滞納整理における留意事項について」)
	④金融機関・取引先等への照会は滞納者の営業活動への影響を及ぼす場合もあることから、滞納者の納付の意思、営業の状況等を勘案した上で実施する(平成13年6月1日:国税庁徴収課長名の通知文書「滞納整理における留意事項について」)
納税に関する緩和規定	①納税の猶予・換価の猶予などの分納制度 ●納税の猶予(通46②③)「申請が前提」「震災・盗難・病気・貸倒れ・事業の廃止・著しい損失等、1年超の課税の遅延など一定の要件に該当する場合に適用」(納期限内の申請が要件)「原則1年間(最長2年間)の分納」「延滞税の全額又は2分の1減免」 ●換価の猶予(徴151)「適用の可否判断は徴収職員が行う」「納税の誠意が前提」「財産の換価処分が事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあるとき、又は換価処分よりも分納の方が徴収上有利であるとき、のいずれかの要件に該当する場合に適用」「原則1年間(最長2年間)の分納」「延滞税は2分の1減免」
	②滞納処分の停止制度 ●「処分すべき財産がない(徴153①一)」「処分の執行が生活を著しく窮迫させる(徴153①二)」「滞納者の所在及び財産がともに不明(徴153①三)」などの要件に該当する場合に適用 ●停止が3年間継続したときに納税義務消滅(徴153⑤該当は即時消滅)
	③納期限の延長・延納などの緩和制度 ●納期限の延長(通11)、延納(所131①)、相続・贈与税の延納(相38①)、不服申し立てがあった場合の徴収猶予(通105②)など
	④納税に際しての「本税優先」の原則 ●通62②(地20の9の四)、通基通34(民488～490「并済充当」)
延滞税の軽減規定(通63)	①全額免除 ●通46②一～二(五号の一～二号類似を含む)該当の納税の猶予が許可された場合(災害等の事実発生日から猶予期間満了まで最長2年間)
	②2分の1免除 ●通46②三～四(五号の三～四号類似を含む)の納税の猶予が許可された場合(猶予開始日から猶予期間満了まで最長2年間) ●徴151の換価の猶予の適用を受けた場合(猶予開始日から猶予期間満了まで、最長2年間) ●「全額免除」又は「2分の1免除」規定の免除がされた後の延滞税の免除規定(通63③) ●滞納税金を充足する財産の差し押さえ等(担保提供も含む)が行われた場合、その充足差し押さえ等が行われている期間の2分の1免除(通63⑤)
人為による異常な災害または事故による延滞税の免除について(※)	①職員の誤指導を信頼したことにより納税者が納付すべき税額を申告または納付することができなかった場合(誤指導があった日から誤指導を知った日以後7日を経過した日までの延滞税を全額免除)
	②申告書提出後に法令解釈が異なる扱いに変更された場合(法定納期限の日から新たな法令解釈を知り得ることとなった日以後7日を経過した日までの延滞税を全額免除)
	③申告期限時における課税標準が計算不能の場合(法定納期限の翌日から具体的金額が確定した日以後7日を経過した日までの延滞税を全額免除)
	④振替納付にかかる納付書の金融機関への送付漏れ等の場合(振替納付にかかる納期限の翌日から振替納付がなされなかったことを知った日以後7日を経過した日までの延滞税を全額免除)
	(※通63⑥、通令26の2、平成13年6月22日国税庁長官通達)
税務行政上の滞納者等への配慮	①納税の緩和措置がとられるべきと考えられる場合に、納税者の実情に即した措置を講ずることによって納税者との信頼関係を醸成し、税務行政の適正・円滑な運営をはかることがこの通達の目的(昭和51年6月、長官通達「納税の猶予等の取扱要領」(総則))
	②国税の徴収にあたっては、画一的な取り扱いを避け、実情に即応した適正妥当な徴収方法を講ずる必要がある。とくに、納付困難の申し出があった場合には、その実情を十分調査し、納税者に有利な方向で納税の猶予等の活用をはかるよう配慮する(昭和51年6月、長官通達「納税の猶予等の取扱要領」(総則))
	③納付困難を理由として分納の申し出等があった場合には、そのまま放置することなく、換価の猶予に該当するかどうかを検討するよう配意する(昭和51年6月、長官通達「納税の猶予等の取扱要領」(3章))
	④個々の実情に即しながら、適切な処理を行う。滞納者から分割の申し出があった場合も十分相談し、実情に即した対応をとる(平成17年3月15日衆議院財務金融委員会における谷垣財務大臣＝当時の答弁)
	⑤滞納処分は、滞納者の生活、事業等に重大な影響を及ぼすものであることから、滞納処分にあたっては、法令に反することがあってはならないことはもとより、滞納者の実情等を考慮し、応接中の言動や行動等に十分配慮したところで、適正かつ適法に滞納整理を実施する(平成13年6月1日:国税庁徴収課長名の通知文書「滞納整理における留意事項について」)
	⑥税の徴収にあたっては、第三者の権利と競合する場合が少なくないので、その権利の尊重に留意するとともに、法令に定められた諸制度の運用については、いやしくも拡張解釈による不当な処分や不十分な調査による安易な処分を行うことのないよう配慮する(昭和51年4月、税務運営方針)